

御 連 絡

文化庁文化部宗務課

様

1995年8月25日

東京都新宿区新宿1-1-7

コスモ新宿御苑ビル5階

東京共同法律事務所

TEL 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

全国靈感商法対策弁護士連絡会

事務局長 弁護士 山口 広

アピール文送付の件

前略

8月3日の集会に御出席賜りありがとうございました。

8月21日、別紙のとおり3団体共催の集会に215名の市民、弁護士、宗教家が集まり討論の上、別紙アピールを採択致しました。

アピール文の趣旨を十分尊重されますよう申し入れます。

なお、8月3日の集会の報告、感想等を混じえた内部機関誌を同封致します。

今後とも宜しく対処いただきますよう御願ひ申し上げます。

ア
ド
ー
ル

世界基督教統一神靈協会（以下「統一教会」という）は多方面からの批判を無視して、本年八月二十五日に合同結婚式を強行しようとしている。統一教会はこの式を三六万組の男女が、人類的の眞の父母である文鮮明夫妻の主催する式典で、未来の理想家庭に向かって出発するものであると宣伝している。

しかし、私たちはこの式への参加者について、自立した個人が眞に自由な意思による宗教の選択及び結婚の意思形成をしたものであると認めることはできない。他の意見を排し、情報・感情・行動等を特定のための目的のために操作された閉鎖的組織の中で生活している信者たちによる、このような式への勧誘活動やそのための資金獲得活動を放置することは、新たな社会問題をもたらすものであると憂慮するものである。

また、私たちは、この合同結婚式の参加者数や式の意義について重大な疑念を持つものであり、次の如き問題があると考える。

第一に、統一教会は、日本人について参加者一人一四〇万円の感謝献金と三〇万円の参加費の支払いを指示しているが、この指示自体、今回の式が財政的に困窮している統一教会の資金繰ぎのためであることを露呈している。また、前回の合同結婚式においてもあったように、この資金繰出のため、多くの市民に新たな霊感商法等の被害を生み出すおそれが強い。

第二に、統一教会は、過去の例から見ても、今回の合同結婚式参加者に、海外滞在資格の取得や父母の放出活動防止という名目で、便宜的な入籍を指示する危険性がある。このような入籍は無効であり、場合によっては犯罪行為である。

第三に、統一教会は参加者に対し「海外宣教」の名目で強引に海外滞在を命じ、在留資格外の組織活動に従事させる危険性が強い。

私たちは、統一教会に対し、このような問題のある合同結婚式を中止するよう強く要請する。また、関係行政機関に対し、以上指摘した様々な問題について嚴重に対処するよう重ねて要望するものである。

一九九五年八月二一日

全国霊感商法対策弁護士連絡会
代表世話人 弁護士 伊 藤 和 夫
日本基督教団統一原理問題連絡会
代表世話人 桑 原 重 夫
全国原理運動被害者父母の会
会 長 本 間 てる 子